

各

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行について（施行通知）

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 80 号）、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 81 号）及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 24 号）については令和 7 年 3 月 26 日に、予防接種に関する基本的な計画の一部を改正する件（令和 7 年厚生労働省告示第 109 号）については同月 31 日に公布され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されることとなったところである。

その改正の内容は下記のとおりであるので、十分了知の上、関係機関等に対する周知方お願いする。

記

第 1 予防接種法施行令の一部改正について

- 1 帯状疱疹^{ほうしん}を、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項第 3 号の政令で定める疾病に位置づけるとともに、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号。以下「施行令」という。）第 3 条においてその対象者を次の（1）及び（2）と定めること。

（1）65 歳の者

（2）60 歳以上 65 歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

- 2 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期の予防接種の対象者を次に掲げる者とする。こと。

- 1 12 歳となる日の属する年度の初日から 16 歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子

- 2 平成 9 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までの間に生まれた女子であって、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間において、少なくとも 1 回以上ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を受けたもの

- 3 医療手当等について

(1) 施行令第 11 条から第 13 条まで、第 17 条、第 18 条、第 21 条、第 24 条、第 26 条及び第 28 条に規定する給付の額は以下のとおりであること。

ア A 類疾病に係る定期の予防接種及び臨時の予防接種（特定 B 類疾病（法第 9 条第 1 項に規定する「B 類疾病のうち当該疾病にかかった場合の病状の程度を考慮して厚生労働大臣が定めるもの」をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）

	改正前の額	改正後の額
(ア) 医療手当		
月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院及び同一月の入通院	38,900 円	39,900 円
月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院	36,900 円	37,900 円
(イ) 障害児養育年金		
1 級	1,669,200 円	1,714,800 円
2 級	1,334,400 円	1,371,600 円
(ウ) 障害年金		
1 級	5,340,000 円	5,481,600 円
2 級	4,272,000 円	4,384,800 円
3 級	3,202,800 円	3,289,200 円
(エ) 障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算		
1 級	854,400 円	878,400 円
2 級	569,600 円	585,600 円
(オ) 死亡一時金	46,700,000 円	48,000,000 円
(カ) 葬祭料	215,000 円	219,000 円

イ B 類疾病に係る定期の予防接種

	改正前の額	改正後の額
(ア) 医療手当		
月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院及び同一月の入通院	38,900 円	39,900 円
月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院	36,900 円	37,900 円
(イ) 障害年金		
1 級	2,966,400 円	3,045,600 円
2 級	2,373,600 円	2,436,000 円
(ウ) 遺族年金	2,594,400 円	2,664,000 円
(エ) 遺族一時金	7,783,200 円	7,992,000 円
(オ) 葬祭料	215,000 円	219,000 円

ウ 特定 B 類疾病に係る臨時の予防接種

	改正前の額	改正後の額
(ア) 医療手当		

月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院 及び同一月の入通院	38,900 円	39,900 円
月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院	36,900 円	37,900 円
(イ) 障害児養育年金		
1 級	1,298,400 円	1,334,400 円
2 級	1,038,000 円	1,066,800 円
(ウ) 障害年金		
1 級	4,153,200 円	4,263,600 円
2 級	3,322,800 円	3,410,400 円
3 級	2,491,200 円	2,558,400 円
(エ) 死亡一時金		
生計維持者である場合	36,300,000 円	37,300,000 円
生計維持者でない場合	27,200,000 円	28,000,000 円
(オ) 葬祭料	215,000 円	219,000 円

(2) 令和 7 年 3 月以前の月分の各種健康被害の救済給付並びに同月 31 日以前の死亡に係る死亡一時金、遺族一時金及び葬祭料の額については、なお従前の例によること。

第 2 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部改正について

1 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成 21 年政令第 277 号）第 3 条から第 5 条まで、第 8 条、第 10 条及び第 12 条に規定する給付の額は以下のとおりであること。

	改正前の額	改正後の額
(1) 医療手当		
月 8 日以上入院又は月 3 日以上通院 及び同一月の入通院	38,900 円	39,900 円
月 8 日未満入院又は月 3 日未満通院	36,900 円	37,900 円
(2) 障害児養育年金		
1 級	1,298,400 円	1,334,400 円
2 級	1,038,000 円	1,066,800 円
(3) 障害年金		
1 級	4,153,200 円	4,263,600 円
2 級	3,322,800 円	3,410,400 円
(4) 障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算		
1 級	854,400 円	878,400 円
2 級	569,600 円	585,600 円
(5) 遺族年金		
生計維持者である場合	3,630,000 円	3,730,000 円

生計維持者でない場合	2,720,000 円	2,800,000 円
(6) 遺族一時金		
生計維持者である場合	36,300,000 円	37,300,000 円
生計維持者でない場合	27,200,000 円	28,000,000 円
(7) 葬祭料	215,000 円	219,000 円

- 2 令和7年3月以前の月分の各種健康被害の救済給付並びに同月31日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例によること。

第3 予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部改正について

1 帯状疱疹^{ほうしん}に係る定期の予防接種について

- (1) 施行令第3条第1項で定める対象者のうち、第1の1の(2)の者は、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者とする。

なお、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害の程度としては、「予防接種法の一部を改正する法律等の施行について」（平成13年11月7日付け厚生労働省健康局長通知）の第二の1の(1)のエにおいてインフルエンザに係る定期の予防接種の対象者について示している障害の程度を参照されたい。

- (2) 帯状疱疹^{ほうしん}の定期の予防接種の接種方法については、次のいずれかの方法により行うものとする。

- 乾燥弱毒生水痘ワクチンを皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする方法
- 乾燥組換え帯状疱疹^{ほうしん}ワクチンを2月以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする方法（医師が医学的知見に基づき必要と認める場合にあっては、当該ワクチンを1月以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする方法）

- (3) 帯状疱疹^{ほうしん}の定期の予防接種を受けたことによるものと疑われる症状の報告の基準については、水痘の定期の予防接種と同様とすること。具体的な症状及び発生までの期間はそれぞれ次のアからエまでのとおりであること。

ア アナフィラキシー 4時間

イ 血小板減少性紫斑病 28日

ウ 無菌性髄膜炎（帯状疱疹^{ほうしん}を伴うものに限る。） 予防接種との関連性が高いと医師が認める期間

エ その他医師が予防接種との関連性が高いと認める症状であって、入院治療を必要とするもの、死亡、身体の機能の障害に至るもの又は死亡若しくは身体の機能の障害に至るおそれのあるもの 予防接種との関連性が高いと医師が認める期間

2 予防接種済証について

予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第4条第2項に基づく予防接種済証に係る様式第1号及び第2号について、それぞれ「都道府県市区町村長氏名」、「都道府県知事又は市区町村長氏名」とされているところ、「都道府県市区町村長」、「都道府県知事又は市区町村長」と改正し、氏名の記載までは不要とすること。

また、施行規則第4条第2項に基づく予防接種済証に係る様式第3号について、新たに「接種国」及び「証明書発行年月日」の記載を追加すること。

第4 予防接種に関する基本的な計画の一部改正について

法第3条第1項に基づき予防接種に関する基本的な計画（平成26年厚生労働省告示第121号。以下「基本計画」という。）が定められているところ、基本計画制定時からの予防接種施策を取り巻く状況の変化を踏まえ、同条第3項に基づき、基本計画に再検討を行い、以下に関して、所要の改正を行うこと。なお、基本計画の改正後全文については別紙を参照すること。

1 予防接種のデジタル化の着実な推進

国が、個人番号カードによる対象者確認の仕組みを前提としたシステムを整備することによる、接種事務の効率化、利便性の向上、接種率の迅速な把握等を実施すること。

また、予防接種データベースの構築及び当該データベースと公的データベース（NDB等）を連結した解析を実施すること。

2 科学的知見に基づいた予防接種施策の推進

平時から予防接種データベース等を活用し、公的データベース（NDB等）と連結した解析を行うなど、有効性・安全性評価の観点で詳細な分析を実施すること。

3 コロナの経験を踏まえた予防接種施策の推進

コロナの経験を踏まえた予防接種健康被害救済制度について体制の強化や審査手続の迅速化を行うこと。

また、科学的に正確でない受け取り方がなされうる情報への対応も含めた、国民の理解の促進に資する情報発信を推進すること。

4 その他予防接種施策の推進

予防接種に要する接種費用について、ワクチンに関する価格調査等の実施による接種費用の見える化、透明化の確保及び接種費用の適正化を行うこと。

現に我が国に存在する疾患に対し、疾病負荷が高い感染症を対象とした公衆衛生上必要性の高いワクチンの開発を推進すること。

ワクチンの需給ひっ迫に対する平時からの備えを進め、需給の変動に備えた取組方針の整理すること。

以上